

原油価格高騰により

小松島市では福祉灯油購入費を助成します

生活保護・高齢者・障害者・ひとり親の非課税世帯が対象

このたび、小松島市では、原油価格の高騰に伴い、冬季に使用料が増加する灯油をはじめとする石油製品や日常生活物資の値上がり、低所得世帯に大きな影響をおよぼしていることを踏まえ、平成19年度限りの緊急対策として、左記対象世帯の方に、灯油購入代金の一部を助成します。

【対象世帯】

平成20年1月1日現在、小松島市に居住（施設等へ入所または医療機関へ長期入院している方は除きます）している方で、次のいずれかに該当する世帯に限ります。

①生活保護世帯（申請書の提出は必要ありません）

②高齢者世帯（平成19年度非課税世帯）

65歳以上（昭和18年1月2日以前生まれ）の者、だけで構成されている世帯か、これに18歳未満まで（平成元年4月2日以降生まれ）の者が加わった世帯。

③障害者世帯（平成19年度非課税世帯）

身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者、または特別児童扶養手当受給者のいる世帯。

④ひとり親世帯（平成19年度非課税世帯）

母子家庭、父子家庭のうち、18歳未満まで（平成元年4月2日以降生まれ）の者を養育する世帯。

【申請方法】

上記に該当すると思われる世帯へ、3月上旬に申請書を郵送しますので、申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ返送してください。
*申請書が届かない場合は、左記担当課までお問い合わせください。

【助成金額】

一世帯当たり2,000円を助成します。（世帯が、上記①と②に該当する場合等重複するときでも、支給額は一世帯当たりの額になります）

【助成金の給付方法】

原則、口座振込（ゆうちょ銀行は不可）になります。しかし、特別な事情がある場合は、現金で支給いたしますが、市役所へ取りにお越しいただきます。

【申請期限】

3月31日（月）必着

【お問い合わせ先】

高齢者・障害者世帯については、市介護福祉課（市役所1階 ☎ 32・3507）まで。
ひとり親世帯については、市児童福祉課（市役所1階 ☎ 32・2114）まで。
生活保護世帯については、市生活福祉課（市役所1階 ☎ 32・3931）まで。

市民の皆さんとともに創るまちづくりをめざして
びっくばらんに語り合いますよ！

「稲田市長のふれあい行政出前講座」

＝ 随時受付中 ＝

市では、市民の皆さんに行政をより一層身近に感じていただき、これからのまちづくりに積極的に参加してもらおうと「稲田市長のふれあい出前講座」を開いています。

この講座の運営方法については、市民のみなさんが知りたいことや疑問に感じること（陳情などは除く）をテーマにされて申し込み、開催場所の設置をしていただき、そこへ市長をはじめ市の担当職員が向きます。地域の会合やその他会合でも結構です。

若い方から高齢者の方まで、より多くの方のお声をお聞きしたいと考えていますので、お気軽にお申し込みください。

【申込資格】

- ▼原則10人以上の小松島市民の方が参加していただけること。
- ▼小松島市内で開催されること。
- ▼開催日時および場所の設置が完了されていること。

【申込方法】

開催日の2週間前までに市秘書人事課秘書広報係まで所定の申込用紙にご記入のうえお申し込みください。
※市長の公務の都合などによりご意向に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

お申し込み、お問い合わせは、市秘書人事課秘書広報係（市役所3階 ☎ 32・3802）まで。